



新見市公告第 1 2 号

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 3 日

新見市長 石 田 實



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集 R 7 - 1	新見市神郷釜村 3 2 0 3	1 3 5 へ 1 7 他	山林	9 . 5 2	公告の日から 起算して 1 0 年を経過する 日	対象 地番 の一 部につ いて経 営管 理権 を設 定す る。
	新見市神郷釜村 3 2 0 4	1 3 5 ト 1 1	山林	0 . 1 1		

2 縦覧場所

新見市林業振興課、新見市のホームページ

3 本公告により、新見市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。